



新年度
スタート

社会保険に関する書類と提出先について

「健康保険」に関する申請書は、申請の内容によって協会けんぽと日本年金機構でそれぞれ提出先が異なります。届出・お問い合わせ先について確認しましょう。

協会けんぽ

健康保険の給付や任意継続保険に関するお届け等

日本年金機構

加入手続きや報酬月額の変更、育児休業などに関する手続き

- 被保険者証再交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書

- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- ▲ 第三者等の行為による傷病届

- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書

★ 特定健康診査受診券(セット券)申請書

- 埋葬料(費)支給申請書

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届
- ▲ 任意継続被保険者証回収不能届

事業所に
関するもの

従業員の
採用

変更・訂正

紛失・破損
(再交付)

給与・賞与

病気・ケガ
・入院

出産・
育児休業

健康診断

退職・死亡

退職後の
健康保険

- 新規適用届
- 適用事業所名称・所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

- 被保険者資格取得届

- 健康保険被扶養者(異動)届
- 国民年金第3号被保険者関係届

- 被保険者住所変更届
- 被保険者氏名変更(訂正)届

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

- 産前産後休業取得者申出書
- 育児休業等取得者申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
- 育児休業等終了時報酬月額変更届

- 被保険者資格喪失届
- 健康保険被保険者証回収不能届

提出先

〒910-8541

協会けんぽ 福井支部

※郵便番号と宛名の記載だけで届きます

お問い合わせ先(直通)

- 業務グループ 0776-27-8302
- ▲ レセプトグループ 0776-27-8303
- ★ 保健グループ 0776-27-8304

提出先

〒541-8533

日本年金機構 大阪広域事務センター

※郵便番号と宛名の記載だけで届きます

お問い合わせ先

- 福井年金事務所 0776-23-4518
- 武生年金事務所 0778-23-1126
- 敦賀年金事務所 0770-23-9904

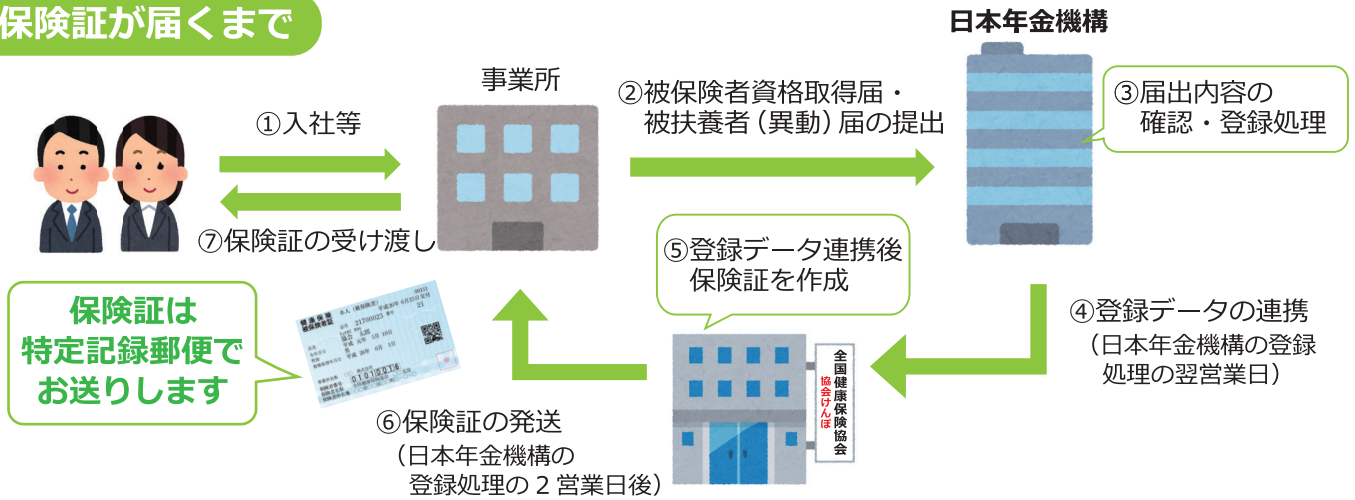
※自動音声でご案内しています



保険証の発行について

協会けんぽの保険証は、日本年金機構で資格取得届や被扶養者異動届の処理が完了した後に発行されます。4月など届書が集中する時期は、通常時に比べ保険証の発行に時間がかかることがあります。

保険証が届くまで



保険証に関する Q&A

Q. 入社後、保険証が届くまで、どれくらい時間がかかりますか？

A. 事業所から日本年金機構へ届書を提出後、協会けんぽが発送するまでに少なくとも1～2週間程度かかります。

Point ! 電子申請をご利用いただくと、届出用紙で申請されるよりも3～4日早く処理がされます。

Q. 入社後、保険証が届く前に医療機関を受診する場合、どうすればよいですか？

A. 保険証が届くまでの期間も、資格取得日以降は健康保険の対象となります。医療機関を受診した際、医療費を全額負担された場合は、保険証が手元に届いたあとに、「療養費支給申請書」を協会けんぽにご提出ください。

Q. 入社後、被保険者の保険証は届きましたが、家族(被扶養者)の保険証が届きません。

A. 日本年金機構の登録処理の状況により、被扶養者の保険証が遅れて届く場合もあります。

Q. 保険証を紛失した場合や、保険証の印字がすり減って見にくい場合、再発行はできますか？

A. はい、可能です。「健康保険被保険者証再交付申請書」を協会けんぽへ提出いただくことで、新しく発行いたします。申請書は協会けんぽのホームページからダウンロード可能です。

保険証としてずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職をしても保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで受診できます。
※医療保険者への加入の届け出は引き続き必要です。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申し込みが必要です。



健康保険証利用の申込はマイナポータルから▶



<マイナポータル>

マイナンバーカードが保険証として利用できる医療機関等についてはこちらから▶



<厚生労働省ホームページ>

